

北海道立教育研究所コンテンツ利用に係るガイドライン

(平成22年7月5日所長決定)

(平成24年12月5日改正)

(令和2年11月5日改正)

(令和6年5月15日改正)

1 コンテンツ利用の前提

北海道立教育研究所（以下「研究所」という。）がインターネット等を経由して提供する講義等のデータ（以下「コンテンツ」という。）の利用に当たっては、次の条件を承諾してください。

2 コンテンツ利用の許諾条件

研究所は、コンテンツの利用を希望する北海道内の教職員のほか、コンテンツを利用することが適当と認められる者（以下「利用者」という。）に対し、本ガイドラインを遵守し、非営利かつ教育的な目的に限って閲覧することのみを条件としてコンテンツの利用を許諾します。

なお、利用者に対していかなる権利も譲渡するものではありません。

また、予告なくコンテンツの追加、削除及び提供期間等の変更をすることがあります。

3 コンテンツに係る権利の帰属

(1) 著作権の帰属

ア 研究所の依頼により行った講義等のデータについては、その講義等を行った者（以下「講師」という。）に帰属します。

イ 研究所が自ら行った講義等のデータについては、研究所に帰属します。

(2) インターネット等を経由した提供に伴う権利の帰属

講師からあらかじめ許諾を受けた場合の権利は、研究所に帰属します。

4 コンテンツに含まれる第三者の著作物等

コンテンツの中には、講師が適法に引用した第三者の著作物や、引用内容（以下「著作物等」という。）が含まれることがあり、利用者は、著作物等に対し、第三者の権利を侵害するような利用をしてはなりません。

5 コンテンツ利用に係る禁止事項

コンテンツの録画、録音及び提供画面の撮影並びにそれらの公表・公開を含むコンテンツの二次利用のすべてを禁止します。

6 コンテンツ利用に係る免責事項

コンテンツの利用に当たって生じた事象については、利用者がその責を負うものとします。

研究所は、一般的な注意義務に基づきコンテンツを提供していますが、コンテンツの利用により利用者に損害・損失が発生しても研究所は何ら責任を負うものではありません。

また、いかなる場合でも研究所は、利用者がコンテンツを利用したために被った損害・損失に対し一切の責任を負いません。

7 コンテンツ利用に係る許諾期間

(1) 終期等

提供期間を設定しているコンテンツ利用許諾の終期は、提供期間の末日とします。

なお、利用者が本ガイドラインに違反した場合には、違反の時点をもって利用の許諾を打ち切るものとします。

(2) 利用許諾の効力期間

コンテンツ利用に係る許諾期間が終了した後も、本ガイドラインの効力は存続するものとします。

8 本ガイドラインの取り扱い

(1) 改正時期

研究所は、本ガイドラインを適時に改正できるものとします。

(2) 改正時の告知方法

本ガイドラインを改正したときは、研究所のホームページに掲載する方法をもって、利用者に告知するものとします。

(3) 効力の発効

本ガイドラインは、研究所のホームページに掲載された日から発効します。